令和２年度　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱

（目　次）

第１章　総則　　　　　　　　　　　　　　　（第１条－第９条）

第２章　補助事業別の内容等

第１節　市外企業賃借立地事業　　　　　　　　　（第１０条）

第２節　本社賃借立地事業　　　　　　　　　　　（第１１条）

第３節　ちば共創企業賃借立地事業　　　　　　　（第１２条）

第４節　外資系企業賃借立地事業　　　　　　　　（第１３条）

第５節　特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業　（第１４条）

第６節　市内企業賃借拠点拡充事業　　　　　　　（第１５条）

第７節　特定流通業務施設賃借立地事業　　　　　（第１６条）

第８節　その他　　　　　　　　　　　　　　　　（第１７条）

第３章　手続き等　　　　　　　　　　　（第１８条－第３８条）

第４章　補則　　　　　　　　　　　　　　　　　　（第３９条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　市長は、本市の区域内への企業の新たな施設の立地及び当該施設の拡充を図るとともに、本市における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、本市経済を活性化することを目的として、企業が施設を賃借して行う事業に係る経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該企業に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）企業　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいう。

（２）上場企業 企業のうち、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号。以下「金商法」という。）第２条第１６項に規定する金融商品取引所において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業をいう。

（３）上場子会社 東京証券取引所市場第一部若しくは第二部又は名古屋証券取引所市場第一部若しくは第二部において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業と連結決算がされている企業をいう。

（４）外資系企業　外国会社（会社法第２条第２号に規定する外国会社をいう。）が日本国内で事業を行うために設立し、次の各号に定める要件のいずれかを満たす企業で、市長が認めるものをいう。

ア　当該外国会社が、資本金その他これに準ずるもののうち、３分の１以上を出資し、又は拠出していること。

イ 当該外国会社の役員等、企業の意思決定に関して当該外国会社が影響を与えることができる者が、その企業の意思決定機関（株主総会、取締役会等）の３分の１以上を占めていること。

ウ　その他、当該外国会社がその企業の経営を支配していることが推測される事実が存在すること。

（５）親会社　次の各号に定める要件のいずれかに該当するものをいう。

ア　企業の議決権の３分の１以上を同一の議決権を行使するものと合算して所有していること。

イ 役員等、企業の意思決定に関して影響を与えることができる者が、その企業の意思決定機関（取締役会等）の３分の１以上を占めており、かつ、経営に大きな影響を与えることが推測される事実が存在すること。

ウ　その他、ア又はイに類すると認められ、かつ、その企業の経営を支配していることが推測される事実が存在すること。

（６）関連企業等　以下のいずれかに該当するものをいう

ア　５０％以上の株式を保有していること。

イ　連結決算を行っていること。

ウ　役員を送り込むなど支配関係にあると認められること。

エ　経営者が同一であること。

オ　親会社又は５０％以上の株式を保有する個人が同一であること。

カ　アからオまでに掲げる場合に類するものと認められること。

（７）姉妹・友好都市等立地企業　本市と姉妹・友好都市提携をしている都市が所在する国に本社が所在する企業をいう。

（８）対象地域　別表第１に規定する地区又は都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する用途地域をいう。

（９）重点地域　別表第２に規定する地区をいう。

（10）特定創業支援施設　次に掲げる施設をいう。

ア　ＣＨＩＢＡ－ＬＡＢＯ（チバラボ）

イ　千葉大亥鼻イノベーションプラザ

ウ　千葉県外資系企業スタートアップセンター

エ　千葉大学サイエンスパーク

オ　千葉大学知識集約型共同研究拠点

カ　公益財団法人千葉市産業振興財団及び千葉市と創業支援に関する連携協定を締結したレンタルオフィス事業者が運営する対象オフィス

（11）対象施設　別表第３に規定する業種を主たる業種とする企業が操業する、別表第４に規定する施設（付帯する施設を含む。）であり、かつそれぞれ対応する条件等を満たすものをいう。ただし、対処施設に附属し、その対象施設において製造された物品等の販売等を行う場合を除き、店舗は対象施設に含まない。

（12）本社　本店登記及び総務、経理、企画、研究開発、情報システム、その他事業の統括を行う部門の一部または全部（以下「本社機能」という。）がある、別表第４に規定する事務所並びにこれに付帯する施設をいう。

（13）特定流通業務施設 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号。以下「物流総合効率化法」という。）第４条第１項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流効率化法第２条第３号に規定する特定流通業務施設をいう。

（14）重点施設 別表第５に規定する業種及び国家戦略特区関連産業を主たる業種とする企業が操業する対象施設をいう。

（15）補助対象床面積　新たに賃借する対象施設の延床面積をいう。

（16）常時雇用者　次の各号に定める要件を全て満たすものをいう。

ア　直接雇用されていること。

イ　社会保険被保険者であること。

ウ　雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（17）事業従事者　次の各号に定める要件のいずれかを満たすものをいう。

ア　企業の役員（会社法第３２９条第１項に規定する役員をいう。）であること。

イ 企業が直接雇用する者のうち、雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（18）新規・転入雇用者　企業が、当該企業立地に係る操業開始の日を含む６月前から操業開始の日より１２月後の期間（以下「雇用者数認定期間」という。）に、対象地域における対象施設において、新たに雇用された市民又は本市内へ転入した常時雇用者をいう。

　　　ただし、社会・経済情勢の変化により、当初見込まれていた操業開始日が大幅に遅延する等、やむを得ないと認められる事情がある場合には、市長は、雇用者数認定期間を、１８月を限度として、操業開始の日の前後の期間で別途定めることができる。

（19）対象常時雇用者　 対象地域における対象施設に所属する常時雇用者をいう。

（20）対象市民常時雇用者 対象常時雇用者のうち、本市内に住所を有する者をいう。

（21）年度　本市における会計年度をいう。

（補助金の区分）

第３条　第１条の目的を達成するため、市長が交付する補助金の区分は、次のとおりとする。

（１）賃借料に対する補助

（２）法人市民税に対する補助

（３）雇用奨励補助

（賃借料に対する補助）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、第３条第１号に規定する賃借料に対する補助は、賃借型企業立地促進事業補助金の交付対象となる事業（以下｢補助事業｣という。）の用に供する施設の賃借に要する経費（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、駐車場借上げ費、消費税その他直接施設の賃借に要しない経費を除く。以下同じ。）とする。ただし、施設の賃借に要する経費に対して国、地方公共団体その他これらに類するものから補助金その他の給付（以下、「賃借に対する国等からの給付」という。）を受けている場合は、賃借に対する国等からの給付及び第３条第１号に規定する賃借料に対する補助を合算した金額が、当該施設の賃借に要する経費を超過した場合、当該超過額を補助額より控除する。

（法人市民税に対する補助）

第５条 補助対象経費のうち、第３条第２号に規定する法人市民税に対する補助の額は、第２６条第１項の規定による補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った法人市民税の額とする。ただし、補助事業を実施する時点において、既に本市の区域内に事業所を有する企業に係る補助対象経費の算定方法は、次に定めるとおりとする。なお、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

　　ｅ＝ａ＋ｂ×ｃ／ｄ

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　対象施設が立地する区における、補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った法人市民税の均等割額

ｂ　補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った法人市民税の法人税割額

ｃ　補助事業の実施に伴い、本市の区域内における対象施設において増加した従業員数

ｄ　本市内の事業所に所属する全従業者数（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１２条第５項の従業者数をいう。）

ｅ　補助対象経費となる法人市民税額

２　補助額の算定において小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

３　第３０条第１項に定める補助事業者の地位の承継があった場合には、補助対象経費の算定方法は前項ただし書きに定めるとおりとする。この場合において用いる数値は、次の記号に定めるものの他は、第１項の各記号に定める数値を用いるものとする。

ｃ　地位の承継の直前の申告納付を行った時点における対象施設に所属する従業者数（地方税法第３１２条第５項でいう従業者数をいう。）

（雇用奨励補助）

第６条　補助対象経費のうち、第３条第３号に規定する雇用奨励補助の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）スタートアップ型　操業開始の日から１年後の本市内に住所を有する新規・転入雇用者数に３０万円を乗じて得た額とする。

（２）フォローアップ型　操業開始の日から１年後（以下「判定起算日」という。）の、対象市民常時雇用者数より起算して、判定起算日より３年後（以下「判定日」という。）の対象市民常時雇用者の増加数に３０万円を乗じて得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず、本市の区域内の対象地域において、既に対象施設を有する企業が第８条第１項に規定する補助事業者となった場合、雇用者数認定期間以前に当該対象施設に所属していた者は雇用奨励補助の補助対象としない。

３　第１項の規定にかかわらず、新規・転入雇用者及び対象市民常時雇用者が配偶者又は一親等以内親族を有する複数人数世帯に属する場合にあっては、当該新規・転入雇用者及び対象市民常時雇用者の人数に６０万円を乗じて得た額とし、その計算方法は、次に定めるとおりとする。

　　ｃ＝ａ×３０万円＋ｂ×６０万円

　上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

　ａ　単身世帯における、操業開始の日から１年が経過した日と、４年後の新規・転入雇用者数及び対象市民常時雇用者を比較した増減数

　ｂ　複数人世帯における、操業開始の日から１年が経過した日と、４年後の新規・転入雇用者数及び対象市民常時雇用者を比較した増減数

　ｃ　雇用奨励補助の額（ただし、ａ、ｂいずれかについて減少している場合においては、ａが増加しているときは３０万円を、ｂが増加しているときは６０万円を、aとbの和の人数に乗じて算出した額とする。）

（補助事業の種別）

第７条　補助事業の種別は、次のとおりとする。

（１）市外企業賃借立地事業

（２）本社賃借立地事業

（３）ちば共創企業賃借立地事業

（４）外資系企業賃借立地事業

（５）特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業

（６）市内企業賃借拠点拡充事業

（７）特定流通業務施設賃借立地事業

（補助事業者）

第８条　補助金の交付対象となる者（以下｢補助事業者｣という。）は、補助事業を行い、第１８条の規定による申請を行う時点において次の第１号、第２号及び第６号から第８号までに定める要件を満たし、かつ、第２６条の規定による申請を行う時点において次の第１号から第５号まで及び第７号並びに第８号に定める要件を満たす企業とする。

（１）補助期間の属する年度の末日から起算して３年以上、補助事業を同一の規模以上において実施する計画があること。

（２）本市税について、適正に申告し、及び納付していること。ただし、本市の区域内において事業所を有していない場合は、所得税（法人税）について適正に申告し、納付していること。

（３）本市において、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条及び第２３０条の規定による届出がされていること。

（４）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及びその他関連法規等に基づく届出・申請・認定等の事務が適正にされていること。

（５）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に抵触しないこと。

（６）直近３期（前条第１項第５号の補助事業を行う場合にあっては、直近１期。次号において同じ。）において、商品等の売買実績、賃金の支払い等、企業活動の実態があること。

（７）直近３期の決算における経常利益の合計額と経常損失の合計額の差額が１円以上であること。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（８）直近３年間において、本市の区域内から本市の区域外に対象施設を移転した後、再び本市の区域内に対象施設を移転していないこと。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りではない。

（９）本市による経済関係の調査等に積極的に協力すること。

２　同一の対象施設において、異なる企業が同時に操業する場合、これらの企業が互いに関連企業等と認められる場合、又は市長が特に認める場合は、それぞれを補助事業者とすることができる。この場合において、この要綱に基づく申請等は全ての補助事業者の連名により行わなければならない。

３　補助事業（前条第５号の補助事業を除く。）を行おうとする企業が外資系企業又は事業を開始するにあたり設立された子会社である場合、前項第６号及び第７号の適用については、その親会社の実績を対象とすることができる。

４　前項の規定により、親会社の実績を対象としたときは、第１８条及び第２６条の規定による申請の際に、親会社の決算書（当該親会社が外国会社である場合は、直近３期における企業活動の実態と決算状況を確認できる資料に替えることができる。）を提出しなければならない。

５　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来に渡り補助事業者の資格を失うものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に係る者

（５）宗教活動または政治活動を目的とする者

（６）公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

（市長特認）

第９条 次の各号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、市長が本市経済の活性化に資すると認めた企業にあっては、別表第３に規定する対象業種の要件を満たすものとして取り扱うことができる。

（１）金商法第２４条第１項に規定する有価証券報告書を作成し、同法１９３条の２第１項に規定する監査証明を受けており、かつ、東京証券取引所が定める有価証券上場規程に規定する要件を満たしている場合。

（２）本市内へ立地する施設が本社であって、かつ、上場企業又は上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有すると市長が認める場合。

（３）国、地方公共団体等からの表彰や支援を受ける等、先進的な取組みを行っていると市長が認める場合。

（４）高度な科学技術を活用して事業を行うものであって、特に市長が認める場合。

２　高度な科学技術を活用して事業を行う施設であって、特に市長が認めるものにあっては、別表第４に規定する対象施設の要件を満たすものとして取り扱うことができる。

３　次の各号に定める要件のいずれかを満たす場合にあっては、法人市民税に対する補助について次章各節にて規定する各補助事業における補助期間に１年間を加算することができる。

（１）重点施設である場合。ただし、第１２条第１項に規定するちば共創企業賃借立地事業に係る施設は除く。

（２）対象施設のうち、市長が特にグローバル展開を行っていると認める企業が操業する施設である場合。

４　別表第６に掲げる市街化調整区域のインターチェンジ（以下「IC」という。）周辺において、市長が別に定める要件をすべて満たしている場合には、対象地域として取り扱うこととする。

５　企業と同等の税収及び雇用効果が見込まれると市長が認める法人は、企業として取り扱うことができる。

６　第１項の規定に関わらず、同項各号に掲げる要件を、第１８条に規定する事業計画認定申請書の提出時までに満たすことができないものであって、操業開始後に要件を満たすことが見込まれると特に市長が認める場合にあっては、第２６条に規定する交付申請時までに要件を満たすことを条件として、別表第２に規定する対象業種の要件を満たすものとして第１９条に規定する事業計画の認定をすることができる。

第２章　補助事業別の内容等

第１節　市外企業賃借立地事業

（補助要件等）

第１０条 市外企業賃借立地事業の補助要件は、次のとおりとする。

（１）対象要件　本市の区域内に別表第４に該当する施設を有しない企業（ただし、特定創業支援施設に入居し、契約等に基づき正規に退去する企業及び第１３条に規定する外資系企業賃借立地事業の要件を満たし、第１９条に規定する事業計画認定に基づき市内で操業した後、移転をする企業は、本市の区域内に事業所を有しない企業として取り扱うことができるものとする。）が、対象地域において、新たに対象施設を賃借し、当該施設において補助対象床面積が１００平方メートル以上、又は８０平方メートル以上かつ常時雇用者数が３人以上の体制で操業をすること

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料に対する補助 | ２分の１ | 年 ３００万円 | １年 |
| 法人市民税に対する補助 | ２分の１ | 上限なし | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

２　別表第１に規定する千葉都心地区、幕張新都心地区、及び蘇我特定地区において、事業従事者が５０人以上の体制で操業する場合にあっては、前項第２号に規定する、賃借料に対する補助における補助額の上限の欄に定める額を年６００万円とし、法人市民税に対する補助における補助期間等の欄に定める期間を５年とする。

第２節　本社賃借立地事業

第１１条 本社賃借立地事業の補助要件は以下のとおりとする。

（１）対象要件 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合とする。

ア　本市の区域内に事業所を有しない企業（ただし、特定創業支援施設に入居し、契約等に基づき正規に退去する企業及び第１３条に規定する外資系企業賃借立地事業の要件を満たし、第１９条に規定する事業計画認定に基づき市内で操業した後、移転をする企業は、本市の区域内に本社又は事業所を有しない企業として取り扱うことができるものとする。）が、対象地域において、新たに本社として対象施設を賃借し、当該施設において補助対象床面積が１００平方メートル以上、又は８０平方メートル以上かつ常時雇用者数が３人以上の体制で操業をすること。

イ　本市の区域内に本社以外の事業所を有する企業が対象地域において、本社として対象施設を賃借する場合、当該施設において新たに補助対象床面積（ただし、本市の区域内に既存する対象施設の床面積を除く。）が１００平方メートル以上、又は８０平方メートル以上かつ常時雇用者数が３人以上増加した体制で操業をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料に対する補助 | ２分の１ | 年 ５００万円 | １年 |
| 法人市民税に対する補助 | 相当額 | 上限なし | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

２　別表第１に規定する千葉都心地区、幕張新都心地区、及び蘇我特定地区において、事業従事者が５０人以上の体制で操業する場合にあっては、前項第２号に規定する、賃借料に対する補助における補助額の上限の欄に定める額を年１，０００万円とし、法人市民税に対する補助における補助期間等の欄に定める期間を５年とする。

第３節　ちば共創企業賃借立地事業

第１２条 ちば共創企業賃借立地事業の補助要件は以下のとおりとする。

（１）対象要件 次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

ア　本市の区域内に別表第４に該当する施設を有しない企業が、重点地域において、新たに重点施設又は国家戦略特区関連産業を主たる業種とする施設を賃借し、当該施設において補助対象床面積が１００平方メートル以上、又は８０平方メートル以上かつ常時雇用者数が３人以上の体制で操業をすること

イ　第１８条の規定による申請を行う時点における直近３期において、商品等の売買実績、賃金の支払い等、企業活動の実態があること。

ウ　第１８条及び第２６条の規定による申請を行う時点において、直近３期の決算における経常利益の合計額と経常損失の合計額の差額が１円以上であり、かつ、直近期の決算において、繰越損失が無いこと。

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料に対する補助 | ３分の２ | 年 １，０００万円 | １年 |
| 法人市民税に対する補助 | ３分の２ | 上限なし | ４年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

２　新たに本社として賃借する場合にあっては、前項第２号に規定する、賃借料に対する補助における補助額の上限の欄に定める額を年２，０００万円とする。

３　新たに本社として賃借する場合又は事業従事者が５０人以上の体制で操業する場合にあっては、前項第２号に規定する法人市民税に対する補助における補助率を相当額とし、補助期間等の欄に定める期間を５年とする。

第４節　外資系企業賃借立地事業

第１３条　外資系企業賃借立地事業の補助要件は以下のとおりとする。

（１）対象要件　本市の区域内に事業所を有しない外資系企業（ただし、特定創業支援施設に入居し契約等に基づき正規に退去する企業は、本市の区域内に事業所を有しない企業として取り扱うことができるものとする。）が、対象地域において、新たに対象施設を賃借し、当該施設において役員又は常時雇用者１人以上を含む事業従事者数が３人以上の体制で操業をすること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料に対する補助 | ２分の１ | 累計 ３００万円 | ３年 |
| 法人市民税に対する補助 | ２分の１ | 上限なし | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

２　姉妹・友好都市等立地企業にあっては、前項第２号に規定する賃借料に対する補助の、補助額の上限の欄に定める額を 累計５００万円とする。

第５節　特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業

第１４条　特定創業支援施設卒業企業賃借立地事業の補助要件は以下のとおりとする。

（１）対象要件　特定創業支援施設に入居し、契約等に基づき正規に退去する企業が、対象地域において、新たに対象施設を賃借し、当該施設において役員又は常時雇用者１人以上を含む事業従事者数が３人以上の体制で操業をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料に対する補助 | ３分の１ | 年 １００万円 | １年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

第６節　市内企業賃借拠点拡充事業

第１５条　市内企業賃借拠点拡充事業の補助要件は以下のとおりとする。

（１）対象要件　次に掲げる要件のいずれかを満たす場合とする。

ア　本市の区域内に事業所を有する企業が、対象地域（特定流通業務施設については本市の区域）において、既存の対象施設の他に新たに対象施設を賃借する、又は既存の対象施設を増床することによって、補助対象床面積（本市の区域内に既存する対象施設の床面積を除いた面積とする。）が８０平方メートル以上かつ本市の区域内の対象施設における常時雇用者数が１０人以上（対象施設が複数となる場合はそれぞれの施設における常時雇用者数を合算した数とする。）増加した体制で操業をすること。

イ　本市の区域内に事業所を有する企業が、既存の対象施設から退去し、対象地域（特定流通業務施設については本市の区域）において、新たに対象施設を賃借することによって、本市の区域内の対象施設における常時雇用者数（対象施設が複数となる場合はそれぞれの施設における常時雇用者数を合算した数とする。）が５０人以上（本社機能が市外から移転をする場合、又は本市の区域内にある本社が既存の対象施設から退去し、対象地域において新たに対象施設を賃借する場合にあっては２５人以上）増加した体制で操業をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料の増加分に対する補助 | ２分の１ | 年 ３００万円 | １年 |
| （拠点拡充により常時雇用者が増加したことに伴う）法人市民税の増加分に対する補助 | ２分の１ | 上限なし | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

２　本社として賃借する場合、別表第１に規定する千葉都心地区、幕張新都心地区、及び蘇我特定地区において、事業従事者が５０人以上増加した体制で操業する場合、又は本市の区域外にある対象施設を本市に集約する場合にあっては、前項第２号に規定する、賃借料に対する補助における補助額の上限の欄に定める額を年６００万円とし、法人市民税に対する補助における補助期間等の欄に定める期間を５年とする。

第７節　特定流通業務施設賃借立地事業

第１６条　特定流通業務施設賃借立地事業の補助要件は以下のとおりとする。

（１）対象要件　企業が本市の区域内において、新たに賃借して特定流通業務施設の新設をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助率、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 補助率 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 賃借料に対する補助 | ２分の１ | 年 ５００万円 | １年 |
| 法人市民税に対する補助 | ２分の１ | 上限なし | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ― | （１）スタートアップ型　１億２，０００万円（２）フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回１回 |

第８節　その他

（制限事項等）

第１７条　補助事業を行おうとする企業が特定創業支援施設に入居するときは、補助事業に該当しな

　いものとする。ただし、千葉大亥鼻イノべーションプラザ及び千葉大学知識集約型共同研究拠点に

　入居する企業であって、補助期間に属する年度において国・県・市等の公的機関より創業支援に係

　る給付を受けない場合は、この限りではない。

２　補助事業を行おうとする企業が当該企業の関係者又は関連企業から施設を賃借するときは賃借料に対する補助に該当しないものとする。ただし、以下に掲げる全ての条件に該当する場合についてはこの限りでは無く、その場合、施設の所有者と関連企業等が締結した賃貸借契約に基づく賃借料を補助金算定の根拠とする。

（１）施設の所有者が関連企業等では無いこと。

（２）関連企業等が対象施設を賃借した後、補助事業者に転貸する理由に妥当性があると認められること。

３　本市の区域内に本社等を設置していた企業の権利義務の全部若しくは一部を譲り受け、又は合併若しくは分割により本市の区域内に事業所を設置していた企業の全部若しくは一部を承継した場合は、譲り受け又は合併若しくは分割以前に本市の区域内に所在していた事業所を本市内の既存事業所とみなすものとする。

４　一の操業が二以上の補助事業に該当する場合は、いずれか一の補助事業に該当するものとする。

第３章　手続き等

（事業計画認定申請書）

第１８条　新たに補助金の交付を申請しようとする者は、施設の賃貸借契約の締結後、施設での操業を開始する前に、千葉市賃借型企業立地促進事業計画認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画認定）

第１９条　市長は、前条の規定による事業計画認定申請書の提出があったときは、当該事業計画に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、当該事業計画を認定するとともに補助開始年度を決定し、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業計画認定通知書（様式第２号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業計画不認定通知書（様式第２号の２）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（認定事業計画変更承認申請書）

第２０条　前条による認定の通知を受けた企業は、補助事業における補助期間の末日までの間において、当該事業計画を変更しようとするとき（市長が別に定める場合に該当するときに限る。）は、あらかじめ千葉市賃借型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（認定事業計画変更承認）

第２１条　市長は、前条の規定による認定事業計画変更承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、千葉市賃借型企業立地促進事業認定事業計画変更承認通知書（様式第４号）により、又はこれを承認しないときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業計画変更不承認通知書（様式第４号の２）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（事業計画中止（廃止）届）

第２２条　第１９条の規定による認定の通知を受けた企業は、補助事業計画を中止し、又は廃止する場合には、千葉市賃借型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画中止（廃止）届出受理通知）

第２３条　市長は、前条の規定による事業計画中止（廃止）届出書の提出があったときは、千葉市賃借型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出受理通知書（様式第６号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（操業開始届）

第２４条　第１９条又は前条の規定による通知を受けた企業は、操業を開始したときは、速やかに千葉市賃借型企業立地促進事業操業開始届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（判定起算日における対象市民常時雇用者数等の認定）

第２５条　第６条第１項第２号に規定する雇用奨励補助（フォローアップ型）の交付を申請しようとする者は、判定起算日以後６月以内に、判定起算日における千葉市賃借型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。ただし、第２６条による雇用奨励補助（スタートアップ型）申請の際に対象市民常時雇用者名簿（様式第２４号）を併せて提出したものについて、市長は、第２７条による審査の結果、第２８条による交付決定を行った場合、当該交付申請において提出した対象市民常時雇用者数を判定起算日における対象市民常時雇用者数として扱い、本条本文で定める申請を省略させることができる。

２ 市長は前項の規定による認定申請書の提出があったときは、当該認定申請に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定通知書（様式第１１号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市賃借型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等不認定通知書（様式第１１号の２）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第２６条　第１９条又は第２１条の規定による通知を受け、第２４条の規定による操業開始届を提出した企業は、規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に定める日までに、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付申請書（賃借料に対する補助にあっては様式第１２号、法人市民税に対する補助にあっては様式第１２号の２、雇用奨励補助（スタートアップ型）にあっては様式第１２号の３、雇用奨励補助（フォローアップ型）にあっては様式第１２号の４）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（１）賃借料に対する補助　補助期間に属する年度の３月３１日まで

（２）法人市民税に対する補助　補助期間の属する年度に係る法人市民税の確定申告期限が属する年度の３月３１日まで

（３）雇用奨励補助（スタートアップ型）　操業開始後１年を経過した年度の３月３１日まで

（４）雇用奨励補助（フォローアップ型） 判定日の属する年度の３月３１日まで

（交付の審査・条件）

第２７条　市長は前条の規定による交付の申請があったときは、提出書類等により、以下の各号に掲げる項目を審査するものとする。

（１）交付の申請をする者が第８条の規定による要件を満たしていること。

（２）第７条の規定による補助事業の種別に応じた、前章各節にて定める対象要件を満たしていること。

（３）第１９条の規定による認定を受けていること。

（４）必要に応じて第２１条の規定による承認を受けていること。

（５）雇用奨励補助（フォローアップ型）にあっては、第２５条の規定による認定を受けていること。

（６）補助金の交付対象となる施設が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第７項及び千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号）第１５条第３項の規定により申告された事業所であること。

（７）補助金の交付対象となる施設が、雇用保険法その他関連法規等の規定を遵守し、適切に手続きを行っていること。

（８）前各号に掲げるものの他、規則及び要綱に基づく申請等（過年度におけるものを含む）を適正に行っていること。

２ 規則第５条の規定により付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。

（２）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（３）補助金の交付対象となる施設について、第３５条の規定を遵守すること。

（交付決定通知）

第２８条　市長は、前条の規定による審査によりその要件を満たすと認めるときは、速やかに千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付決定通知書（賃借料に対する補助にあっては様式第１３号、法人市民税額に対する補助にあっては様式第１３号の２、雇用奨励補助にあっては様式第１３号の３）により、申請者に通知するものとする。また、法人市民税額に対する補助の通知及び雇用奨励補助の通知にあっては、規則第１３条の規定による、交付すべき補助金額の確定についての通知を兼ねるものとする。

（中止等の承認申請書）

第２９条　第２７条第２項第１号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市賃借型企業立地促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

（承継）

第３０条　補助金の交付期間中に、他の企業との合併、分割その他の事由により施設を賃借する補助事業者に変更が生じた場合は、当該事由により施設を賃借することとなる企業が第８条に規定する補助事業者の要件を満たすものと市長が認めるときに限り、当該補助事業者の地位を承継するものとする。

２　前項の規定により補助事業者の地位を承継した企業は、速やかに千葉市賃借型企業立地促進事

業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（賃借料に対する補助についての実績報告）

第３１条　補助事業者は、賃借料に対する補助について、規則第１２条の規定により報告しようとするときは、当該年度の３月３１日までに、千葉市賃借型企業立地促進事業実績報告書（賃借料に対する補助）（様式第１５号）及び賃借料支払証明書（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。

（法人市民税額の減額更正を受けた場合の報告）

第３２条　補助事業者は、第２８条の規定による法人市民税額に対する補助の交付の決定後、対象事業年度の法人市民税額を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税額を速やかに市長に報告しなければならない。

（賃借料に対する補助額の確定）

第３３条　市長は、第３１条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定しようとするときは、現地調査を行うものとする。ただし、交付の申請から額の確定までの間において、当該報告の内容が補助事業の要件等に適合する旨の確認がなされている場合は、この限りではない。

２　規則第１３条の規定による通知は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金額確定通知書（様式第１７号）により、速やかに行うものとする。

（交付の請求）

第３４条　補助事業者は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付請求書（賃借料に対する補助にあっては様式第１８号、法人市民税に対する補助にあっては様式第１８号の２、雇用奨励補助にあっては様式第１８号の３）を市長に提出しなければならない。

（施設の目的外使用、退去の禁止）

第３５条　補助事業者は、賃貸借契約を締結した施設を補助金交付の目的以外に使用し、又は当該施設から退去してはならない。ただし、補助期間の属する年度（補助事業の中止（廃止）の決定通知を受けた場合を含む。）の末日から起算して３年間が経過した場合又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

２　補助事業者は、前項の規定に抵触した場合は、当該補助金を全額返還するものとする。

（補助金交付の取消等）

第３６条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第１９号）により、その決定を全部又は一部を取消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市賃借型企業立地促進事業補助金返還命令書（様式第２０号）により命ずることができる。

（１）第３５条の規定に違反したとき。

（２）補助対象年度の法人市民税額を減額する更正を受けたとき。

（３）市税、使用料その他公課を滞納したとき。

（４）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（５）第８条第５項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（６）その他市長が補助措置を講ずること又は講じたことが不適当と認めるとき。

（関係部署との連携）

第３７条　市長は、補助金の交付を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（補助金の経理）

第３８条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整備保管し、補助期間の属する年度（補助事業の中止（廃止）の決定通知を受けた場合を含む。）の末日から起算して３年間保存しなければならない。

第４章　補則

（補則）

第３９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、経済農政局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度中に第１９条による事業計画認定を受けた企業に適用する。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和３年１月３１日以前に事業計画の認定を受理したものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和５年１月４日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（対象地域）

|  |
| --- |
| 工業専用地域工業地域準工業地域商業地域※近隣商業地域※ちばリサーチパーク（本市の区域内に限る。）ネクストコア千葉誉田千葉都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）幕張新都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）蘇我特定地区（蘇我特定地区整備計画で定める区域）工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域※及び近隣商業地域※を含み、周辺環境等を勘案し、一団の集積地であると認められる地域み春野流通パーク※商業地域及び近隣商業地域にあっては、別表第３に規定する事務所のみ対象地域に含む。 |

別表第２（重点地域）

|  |
| --- |
| 千葉都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）幕張新都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）蘇我特定地区（蘇我特定地区整備計画で定める区域） |

別表第３（対象業種）

|  |
| --- |
| 製造業情報通信関連業運輸業卸売業小売業物品賃貸業学術研究、専門・技術サービス業飲食サービス業国家戦略特区関連産業ＭＩＣＥ関連産業建設業（新港経済新興地区への立地に限る。）自動車整備業（新港経済新興地区への立地に限る。）※特定創業支援施設に入居し、契約等に基づき正規に退去する企業についてはこの限りではない。※上場企業及び上場子会社についてはこの限りではない。※特定流通業務施設についてはこの限りでない。 |

別表第４（対象施設）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | 条件等 |
| 工場 | 物品の製造、修理及び整備工程を形成する機械又は装置が設置される施設（環境関連工程を含む施設及び発電所を除く。） |
| 研究開発施設 | 新製品、新素材等の研究開発又は自然科学の研究を行う施設 |
| 事務所 | 主として管理事務を行う施設（ただし、情報通信関連業にあっては管理事務に限定しない。）及びそれに付帯する施設（コールセンター、データセンター等） |
| 環境関連施設 | 蘇我エコロジーパーク構想の基本理念・基本方針等に則り事業を行う施設。（ただし、蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限るものとする。） |
| 流通加工施設 | 物品の流通過程で製品に価値を付加する作業（簡易組立、切断、値札付け、ラベル貼り、検品・検査、ラッピング作業、解袋、混合等をいう。）を行う施設で市長が認めるもの。（環境関連工程を含む施設を除く。） |

別表第５（コア業種）

|  |
| --- |
| ＩＴ・クリエイティブ産業食品・健康生活実現型産業先端・素材型ものづくり関連産業 |

別表第６

|  |
| --- |
| 千葉北（東関東自動車道市川・潮来線）武石・蘇我（京葉道路）大宮（千葉東金道路）誉田（千葉外房有料道路） |